

新	旧
第 1 部 重要事項説明書 3 業務の流れ ⑦状況の把握（モニタリング） （介護予防支援の場合） 介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。なお、サービス利用開始後は、毎月電話などで、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、3ヶ月に1度はご自宅を訪問させていただきます。<u>（ただし、了解をいただいたうえで2期間に1回はテレビ電話等を活用して行うことがあります。）</u> サービス評価期間終了月及び必要時に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。 ⑧(略) ⑨(略)	第 1 部 重要事項説明書 3 業務の流れ ⑦状況の把握（モニタリング） （介護予防支援の場合） 介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。なお、サービス利用開始後は、毎月電話などで、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、3ヶ月に1度はご自宅を訪問させていただきます。 サービス評価期間終了月及び必要時に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。 ⑧(略) ⑨(略)

※第1号介護予防支援の類型は次のとおりです。

○ケアマネジメントA

(略)

○ケアマネジメントB

(略)

○ケアマネジメントC

第1号介護予防支援事業により利用する事業に、地域
支えあい事業、自立支援型配食サービス、短期集中予
防型訪問サービス又は一般介護予防事業が含まれてお
り、予防専門型訪問サービス、予防専門型通所サー
ビス、生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サー
ビス及び運動型通所サービスのいずれの事業も含まれて
いない場合。

※第1号介護予防支援の類型は次のとおりです。

○ケアマネジメントA

(略)

○ケアマネジメントB

(略)

○ケアマネジメントC

第1号介護予防支援事業により利用する事業に、地域
支えあい事業、自立支援型配食サービス又は一般介護
予防事業が含まれており、予防専門型訪問サービス、
予防専門型通所サービス、生活支援型訪問サービス、
ミニデイ型通所サービス及び運動型通所サービスのい
ずれの事業も含まれていない場合。

5 相談窓口・苦情窓口

お客様相談窓口	電話番号	
	FAX 番号	
	受付時間	
	相談者	
名古屋市役所 健康福祉局 <u>(削 除)</u>	所在地	
	所 管	
	受付時間	
	電話番号	
	FAX 番号	
愛知県国民健康 保険団体連合会	所在地	
	所 管	
	受付時間	
	電話番号	
	FAX 番号	

5 相談窓口・苦情窓口

お客様相談窓口	電話番号	
	FAX 番号	
	受付時間	
	相談者	
名古屋市役所 健康福祉局 <u>地域ケア推進課</u>	所在地	
	所 管	
	受付時間	
	電話番号	
	FAX 番号	
愛知県国民健康 保険団体連合会	所在地	
	所 管	
	受付時間	
	電話番号	
	FAX 番号	

第2部 契約に関すること（重要事項説明書以外の部分）

（契約の終了）

第5条

1 甲又は乙が、次の各号（第3号を除く）のいずれかに該当する場合は、本契約は当然に終了するものとします。第3号に該当する場合は、乙が甲に契約を終了することを通知し、契約を終了することができるものとします。

（1）～（11）

（12）甲が、他の指定介護予防支援事業者と契約を締結した場合

第2部 契約に関すること（重要事項説明書以外の部分）

（契約の終了）

第5条

1 甲又は乙が、次の各号（第3号を除く）のいずれかに該当する場合は、本契約は当然に終了するものとします。第3号に該当する場合は、乙が甲に契約を終了することを通知し、契約を終了することができるものとします。

（1）～（11）

（新設）